

答申保第70号
令和4年10月18日
(諮問保第92号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和3年4月18日付けで「11月23日付開示請求者が提出した苦情申出書にかかる文書すべて」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和3年4月27日鹿公委第9号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年5月17日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 他に文書が存在することは明らかである。

イ 甲1号証（審査請求人が実施機関へ提出した「11月23日付け苦情申出書」）及び甲2号証（実施機関が審査請求人へ提出した文書）が存在するはず。

ウ 実施機関と鹿児島県警察本部担当課とのやり取りが、第9号様式（第13の1関係）しか開示されていない。

エ 審査請求人が保有している文書を開示していない以上、本件処分の取り消しを認めるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 令和2年11月23日付け「〇〇交番員の電話対応」に関する苦情申出に係る文書

- (ケ) 苦情申出受理簿
- (イ) 起案用紙
- (ウ) 苦情事案受理報告書
- (エ) 「苦情申出」と題する文書
- (オ) 令和2年12月22日付け文書
- (カ) 封筒の写し
- (キ) 書留・特定記録郵便物等受領証
- (ク) 郵便物等配達証明書

イ 令和2年11月23日付け「〇〇署員の問い合わせ対応」に関する苦情申出に係る文書

- (ア) 起案用紙
- (イ) 苦情事案受理報告書
- (ウ) 「苦情申出」と題する文書
- (エ) 封筒の写し

(2) 一部開示決定の理由

ア 本件審査請求の事実上の争点は、本件処分に係る保有個人情報が記録されている公文書のほかにも、対象となる公文書が存在するか、という点であるが、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は適法かつ妥当である。

イ 実施機関は、鹿児島県公安委員会文書管理規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第2号）第3条第3号の規定により、公安委員会等宛ての苦情等を記載しているもの及びその処理に関する公文書を保有することとしているが、本件審査請求に係る開示請求の送達日の時点においては、上記3(1)の苦情申出について、県警察本部による調査中の状況にあったため、実施機関は、審査請求人からの苦情申出書など、当該苦情申出の受理に関連する公文書しか保有していない。

ウ 「苦情申出」の取扱いについては以下のとおりである。

- (ア) 公安委員会宛てに苦情申出が提出されると、事務局である公安委員会補佐室において、苦情申出の要件を満たしているか点検する。内容に不備がある場合、苦情申出人へ補正を依頼し、不備がない場合は、苦情申出受理簿に記録する。
- (イ) 公安委員会補佐室において、公安委員会の決裁準備をする。この時点で、起案用紙及び苦情事案受理報告書を作成する。
- (ウ) 直近の公安委員会において、受理報告及び決裁が行われる。

(エ) 鹿児島県警察本部相談広報課において、調査を開始し、当該調査結果の取りまとめを行う。

(オ) 調査終了後の公安委員会において、県警察本部より、苦情処理結果通知書等の調査結果に係る書類が提出され、決裁が行われる。

(カ) 公安委員会補佐室から、苦情申出人に対して調査結果を送付する。

エ 苦情申出の調査結果に係る文書の取得日については、上記3(1)アが令和3年5月26日、上記3(1)イが令和3年10月7日であり、いずれも本件処分のあった令和3年4月22日より後となる。

オ 甲1号証は、一見すると上記3(1)ア(エ)にあたるが、当該苦情申出の内容に不備があるとして、実施機関から補正に関する文書(上記3(1)ア(カ))を送付し、その返答として、新たな苦情申出を追記して送付された別文書の苦情申出である。

よって、甲1号証は、新たに提出された令和3年1月24日付けの苦情申出書として、別に受理している。

また、公安委員会においても、別文書として2回に分けて受理決裁を受けており、令和3年苦情申出受理簿にも、1月24日付け苦情申出を受理した記録が残っている。

カ 甲2号証について、審査請求人には、右上日付「令和2年12月22日」の「22」部分を手書きで記載した上記3(1)ア(オ)を開示しているが、これは審査請求人への送付の可否に係る伺いをたてるための文書であることから、日付を入れていないものであり、決裁終了後に担当者が「22」の数字を手書きで記載した、決裁用の文書である。

なお、甲2号証は、パソコンに保存されていたデータに「22」を入力し、実施機関から審査請求人に送付した文書ではあるが、「22」を入力した文書については、パソコン内にも関係簿冊にも残されていなかった。

キ 開示請求の送達日の時点においては、令和2年11月23日付けで審査請求人が実施機関に提出した苦情申出に関する公文書の保有状況について上記3(2)イないしカのとおりであったことから、対象となる公文書をすべて確認の上、本件対象保有個人情報の特定を行っている。

ク その上で、鹿児島県個人情報保護条例第13条第2号及び第7号に該当する情報については不開示として、本件処分を行ったものであることから、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は適法かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年6月11日	諮問を受けた。
7月20日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
10月13日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
令和4年7月27日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
9月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。審査請求人は、上記2(3)のとおり、他に文書が存在する旨主張していることから、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、争いとなっている本件対象保有個人情報の特定に関してのみ、以下、検討する。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 甲1号証について

審査請求人の主張する甲1号証は、一見すると、一頁の右上に「令和2年11月23日」と記載され、内容についても、上記3(1)ア(エ)と同一と見受けられるが、上記3(2)オのとおり、実施機関が補正を依頼し、その回答として、上記3(1)ア(エ)に新たな苦情を追記した上で、令和3年1月24日付けで改めて実施機関に提出したものである。令和2年11月23日付けの苦情申出とは異なる苦情申出として、受理及びその後の処理等を行ったため、対象保有個人情報に該当しない旨主張する、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、甲1号証を特定しなかったことは妥当である。

(イ) 甲2号証について

審査請求人の主張する甲2号証は、上記3(1)ア(オ)の「22」部分のみを、審査請求人に発出するために浄書した文書にすぎず、内容そのものは同一であることが認められる。実施機関が当該浄書後の文書を保有していないことについて、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、甲2号証を特定しなかったことは妥当である。

(ウ) 担当課とのやり取りに係る他の公文書について

審査請求人は、上記2(3)ウのとおり、実施機関と鹿児島県警察本部担当課とのやり取りに係る他の公文書が、第9号様式(第13の1関係)しか開示されていない旨主張している。

実施機関が当審査会において説明したところによると、本件対象保有個人情報に記載されている苦情申出の調査結果に係る文書の取得日については、上記3(2)エのとおりであり、いずれも本件処分より後となる。

したがって、苦情申出の取扱いが上記3(2)ウのとおりであることを踏まえると、実施機関と県警察本部とのやり取りに係る他の公文書が存在しないことについて、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(エ) また、実施機関の文書の探索の方法や範囲について、特段の問題はないと認められ、本件対象保有個人情報を他に保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、上記3(1)のとおり、本件対象保有個人情報を特定した実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。